○国土交通省告示第二百二十九号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　一級水先人

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第一九八一号	岩下　茂	宮城県	平成二十七年一月二十六日	室蘭水先区
第一九八二号	岩本　正直	三重県	平成二十七年一月二十六日	尾鷲水先区

二　二級水先人

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇〇一号	西田　峰史	和歌山県	平成二十七年一月二十六日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇〇二号	木村　知幸	愛知県	平成二十七年一月二十六日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇〇三号	篠崎　啓二	富山県	平成二十七年一月二十六日	大阪湾水先区
第二〇〇〇四号	斉藤　志穂	山形県	平成二十七年一月二十六日	大阪湾水先区
第二〇〇〇五号	濵　幸作	徳島県	平成二十七年一月二十六日	大阪湾水先区
第二〇〇〇六号	齊藤　望	兵庫県	平成二十七年一月二十六日	大阪湾水先区
第二〇〇〇七号	平野　栄樹	徳島県	平成二十七年一月二十六日	内海水先区
第二〇〇〇八号	笹浪真之介	兵庫県	平成二十七年一月二十六日	関門水先区
第二〇〇〇九号	室村　理子	東京都	平成二十七年一月二十六日	東京湾水先区
第二〇〇一〇号	大矢　賢太	茨城県	平成二十七年一月二十六日	東京湾水先区
第二〇〇一一号	蒲生　峰人	奈良県	平成二十七年一月二十六日	東京湾水先区
第二〇〇一二号	西川　明那	京都府	平成二十七年一月二十六日	東京湾水先区
第二〇〇一三号	大原　一輝	三重県	平成二十七年一月二十六日	東京湾水先区

○国土交通省告示第二百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

春木川

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県南巨摩郡身延町宮木一七〇六番地内電子基準点中富を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和七年内務省告示第二百九十八号で指定した土地及び昭和四十三年建設省告示第二千三十一号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から二一七度二九分〇七秒	一号
九七五六・六七二メートルの地点	一号
標柱一号から二六七度四〇分一六秒	二号
一〇〇・九六九メートルの地点	二号
標柱二号から二七五度四三分四八秒	三号
一三三・〇五〇メートルの地点	三号
標柱三号から二六九度二三分〇六秒	四号
八九・〇五八メートルの地点	四号
標柱四号から二七九度〇八分一〇秒	五号
四九・一七五メートルの地点	五号
標柱五号から二八四度〇七分三〇秒	六号
九二・九四一メートルの地点	六号
標柱六号から二六六度二〇分三四秒	七号
八七・〇〇六メートルの地点	七号
標柱七号から三一三度三一分三五秒	八号
一一四・九九五メートルの地点	八号
標柱八号から三五八度三三分五一秒	九号
八五・六四一メートルの地点	九号
標柱九号から六三度一〇分二二秒	十号
九二・六〇七メートルの地点	十号
標柱十号から二九度五三分〇六秒	十一号
九八・三七六メートルの地点	十一号
標柱十一号から三四度二八分〇三秒	十二号
六四・六二五メートルの地点	十二号
標柱十二号から三四度三六分三五秒	十三号
五九・八五四メートルの地点	十三号
標柱十三号から六七度三二分五九秒	十四号
一四七・一七九メートルの地点	十四号
標柱十四号から七四度一二分三七秒	十五号
五八・七九二メートルの地点	十五号
標柱十五号から八二度五〇分五六秒	十六号
二〇七・〇八七メートルの地点	十六号

○国土交通省告示第二百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

胡桃草里沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県南巨摩郡身延町宮木一七〇六番地内電子基準点中富を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第七十五号で指定した胡桃草里沢に掲げる区域を除く。）

基準点から二四七度一九分三五秒	一号
一一二六六・六四四メートルの地点	一号
標柱一号から一〇六度三九分四二秒	二号
五九・六七五メートルの地点	二号
標柱二号から九五度一九分五九秒	三号
一四一・二四七メートルの地点	三号
標柱三号から一〇四度五七分四六秒	四号
八九・九一五メートルの地点	四号
標柱四号から九二度一七分三〇秒	五号
一〇〇・七四〇メートルの地点	五号
標柱五号から一〇一度四六分三九秒	六号
一八一・六四一メートルの地点	六号
標柱六号から一二六度〇六分五五秒	七号
三九・二四六メートルの地点	七号
標柱七号から一三八度一八分二五秒	八号
五一・六五五メートルの地点	八号
標柱八号から一五五度一七分三八秒	九号
四五・〇九七メートルの地点	九号
標柱九号から一七九度五九分一七秒	十号
四三・一二六メートルの地点	十号
標柱十号から二一六度五四分〇六秒	十一号
四八・五一四メートルの地点	十一号
標柱十一号から二二三度二七分三七秒	十二号
三三・〇二六メートルの地点	十二号
標柱十二号から一二八度四九分四七秒	十三号
二三・〇一九メートルの地点	十三号
標柱十三号から一三二度〇九分二四秒	十四号
二八・五八〇メートルの地点	十四号
標柱十四号から一三三度三七分一〇秒	十五号
七九・〇〇五メートルの地点	十五号
標柱十五号から一九四度〇九分三五秒	十六号
一八二・三八〇メートルの地点	十六号
標柱十六号から二〇二度二四分三三秒	十七号
八一・八四八メートルの地点	十七号
標柱十七号から二八七度三二分四九秒	十八号
一二四・九七四メートルの地点	十八号
標柱十八号から二八九度一七分四五秒	十九号
六五・五一七メートルの地点	十九号
標柱十九号から三〇一度五三分五七秒	二十号
七七・〇八九メートルの地点	二十号
標柱二十号から二二三度二四分〇〇秒	二十一号
六・五〇九メートルの地点	二十一号
標柱二十一号から二四二度五一分〇四秒	二十二号
一九・五三三メートルの地点	二十二号
標柱二十二号から一九六度二〇分四八秒	二十三号
五・九六二メートルの地点	二十三号
標柱二十三号から三〇二度〇四分〇九秒	二十四号
四二・一七二メートルの地点	二十四号
標柱二十四号から三一八度二八分五九秒	二十五号
八四・五四七メートルの地点	二十五号
標柱二十五号から二九九度三〇分二一秒	二十六号
五三・四一〇メートルの地点	二十六号
標柱二十六号から二八六度四六分〇二秒	二十七号
六三・九〇〇メートルの地点	二十七号
標柱二十七号から二九四度三〇分二四秒	二十八号
二〇・四七〇メートルの地点	二十八号
標柱二十八号から三〇一度五〇分五三秒	二十九号
九三・三八八メートルの地点	二十九号
標柱二十九号から三〇六度一一分五二秒	三十号
三九・七五三メートルの地点	三十号
標柱三十号から三二〇度〇二分四四秒	三十一号
一二〇・六七四メートルの地点	三十一号
標柱三十一号から三〇七度五四分一〇秒	三十二号
一四一・八四四メートルの地点	三十二号

○国土交通省告示第二百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏